

別表（第3条関係）

1 種別	2 補助対象経費	3 基準額
医療活動費	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本料 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 <u>通信運搬費</u> 光熱水料 借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 燃料費 委託費 公課費</p>	<p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費 医 師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費 医 師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p>
研究費	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）</p>	<p>1 か所当たり次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数 150 日以上 414,000 円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数 75 日以上 150 日未満 310,000 円</p> <p>(3) 医療活動年間延日数 50 日以上 75 日未満 207,000 円</p>
研修費	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に</p>	<p>1 回当たり 56,000 円</p>

	<p>必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 	
医療費	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 備品費（単価 50 万円未満の医療用備品に限る。） 材料費（医薬品費、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料） 	医療に要した実支出額
情報通信機器等経費	<p>情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>情報通信機器等</p> <p>ア．へき地医療拠点病院診療支援システム （912,810 円＋76,420 円） ×稼動月数</p> <p>イ．へき地・離島診療支援システム （456,400 円＋38,210 円） ×導入へき地診療所数 ×稼動月数</p>
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	<p>総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 社会保険料 	<p>1 か所当たり</p> <p>2,253,000 円</p>